

技能実習情報

技能実習情報

— 关于从工资中的扣除 —

诸位结束入国后最初的讲习，分配到实习实施机构后就开始履行雇用合同。雇用关系是指实习实施机构作为雇主，诸位作为劳动者的这一框架下依据相关法律而产生的权利、义务关系。

在劳动关系中，诸位最为关心当属实习实施机构支付工资这一事项。因此，在这里将对从工资中扣除的程序和方法等进行解说。

技能实习中所产生的工资作为工资总额进行计算，但是通常情况下实习实施机构将从这一工资总额中扣除必要部分（工资先行扣除），因此，诸位实际到手的收入将要低于工资总额。以上实习实施机构从工资中的扣除，必须依照固定的规则实行，根据劳动相关法律，仅限以下两种情况，①法令有另外规定的情况下，②有劳资协定的情况下。

①是指在日本就业，根据相关法令规定缴纳是诸位的义务。税款、社会保险所属的保险金就属于这一范围。并且，税款部分中，针对个人所得征收的所得税以及提供行政服务的地方公共团体征收的住民税作为被扣除的部分，决定其税额的组成及处理方式等各个地方都不尽相同。

社会保险在所属实习实施机构有健康保险及厚生年金保险的适用事业所的情况下，诸位负担保险金的一半。并且，劳动保险中有雇用保险的适用事业所的情况下，保险金中的一部分由诸位负担。

这些税款以及社会保险金等从工资中扣除后，由实习实施机构代替诸位向相关行政机构缴纳。

②是指根据实习实施机构的实际情况，扣除的内容将会不同。一般来说，诸位住宿所发生的费用（宿舍费），日常生活中产生的各种费用（水费、电费、煤气费等），以及实习实施机构有偿提供餐饮的情况下所需的费用（伙食费）等都符合扣除内容。因为这些本来应由诸位负担的费用、由实习实施机构事先垫付了，因此可以从工资中扣除的方式征收。但是，为了防止肆意进行这些扣除，劳资双方必须协商，在劳动者理解

— 賃金(給与)からの控除について —

皆さんが入国当初の講習を終了し、実習実施機関に配属されますと雇用契約がスタートすることになります。雇用関係では実習実施機関が使用者、皆さんは労働者という枠組において関係法令に基づく権利・義務関係が発生することになります。

労働関係で皆さんの関心がとりわけ深いと思われる事項として、実習実施機関より支払われる賃金があげられます。そこで、ここでは賃金からの控除を取り上げてそのプロセスや方法等について解説を行うこととします。

技能実習で発生した賃金は賃金総額として計算されることとなりますが、通常この賃金総額より実習実施機関が所要の控除(給与天引き)を行うため、皆さんにはこれより低い手取額が支給されることとなります。この実習実施機関による賃金からの控除は、一定のルールに則って行われる必要があり、労働関係法令に基づき①法令に別段の定めがある場合、②労使協定がある場合の2つのケースに限られることとなります。

①は、日本での就労において、関係法令で納付が定められている皆さんの義務に当たるものです。税金や公的保険における保険料などがこれに該当することとなります。なお、税金としては、個人の所得に対して課せられる所得税と行政サービスを提供する地方公共団体により課せられる住民税が控除されることとなりますが、それぞれで税額決定の仕組みや取扱い方法等は異なることとなります。

社会保険は、所属する実習実施機関が健康保険や厚生年金保険の適用事業所である場合、その保険料の半額を皆さんが負担することとなります。さらに、労働保険では雇用保険の適用事業所である場合、その保険料のうち一定割合を皆さんが負担することとなります。

これらの税金や社会保険料等が賃金より控除された後は、実習実施機関が皆さんに代わってこれらに関係行政機関に納めることとなります。

②は実習実施機関の実情に応じて、控除の内容が異なることとなります。一般的には、皆さんの住まいにかかる費用(宿舍費)や日々の生活で消費した諸費用(水道・光熱費等)、さらに実習実施機関が食事を有料で提供する場合これに要する経費(食費)等が該当することとなります。これらは本来皆さんが負担すべきものを実習実施機関が立て替えていることにより、賃金から控除し徴収することが可能となる訳です。ただし、

的基础上进行扣除。

因此雇主应缔结关于工资扣除的劳资协定。同时，对于用途不明的扣除以及扣除额与实际所需费用相比无法平衡的扣除将不予以承认。

这些扣除将在工资明细的扣除栏中个别记载，所以核对内容后，如果有不明白的地方，请与实习实施机构及监理团体商量。无法理解时，请联系 JICTO 的母语咨询员。

これらの控除が恣意的に行われることのないよう、労使でよく話し合い労働者が納得の上、控除がなされる必要があります。

そこで、賃金控除に関する労使協定の締結が使用者に課せられています。併せて、使途不明な控除や控除額が実際に要する費用と比較して均衡を欠く控除は認められない取扱いとなります。

これらの控除は、賃金明細の控除欄に個別に記載されていますので、内容をチェックし、不明な点等があれば、実習実施機関や監理団体に相談してください。納得できない場合は、JICTO の母国語相談にご連絡ください。